

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	独立行政法人海上災害防止センターの組織形態見直しに係る非課税措置の創設				
税 目	登録免許税				
要 望 の 内 容	<p>1 行政刷新会議における事業仕分けの結果等を踏まえ、海上災害防止センター（以下「センター」という。）の組織形態の見直しを行う。</p> <p>※ 移行後の組織形態としては、行政刷新会議における公益法人のあり方についての検討等も踏まえて、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みは維持したうえで、評価結果に従い、実施主体は公益法人などの民間主体とする。</p> <p>2 組織形態の移行に伴い、センターが有する不動産（防災訓練所、消防演習場）及び船舶（消防船 2 隻、防災訓練船 2 隻）を新組織（以下「新センター」という。）が承継する際、登記時に課せられる登録免許税について非課税措置を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="874 907 1490 1003"> <tr> <td data-bbox="874 907 1220 1003">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 907 1490 1003">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>行政刷新会議における事業仕分けの結果等を踏まえ、センターの公益法人などの民間主体への円滑な移行を行い、機動的・効率的な海上防災体制の充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新センターでは、我が国の海上防災体制の一翼を担う中核組織として、大規模な排出油等の防除措置をはじめ、公益性の高い業務を実施する予定であるが、組織形態の円滑な移行を図るため、登録免許税を非課税とする必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する 業績指標 18 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
		政策の達成目標	組織形態の見直しにより、機動的・効率的な海上防災体制の充実を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	承継時における登録免許税の非課税措置により、組織形態の円滑な移行を図ることができる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(地方税) 不動産取得税、自動車取得税の非課税措置を要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		組織形態見直しに伴い生ずる費用を免ずることを目的とするものであるため、非課税措置が相当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度改正において要望（取り下げ）	